

令和6年第4回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和6年4月25日（木） 13時32分開会
13時54分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭
教育委員 : 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき, 濱崎 健児

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長	田中 久夫
学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	水流 弘樹
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎
教育総務課主幹兼学校整備係長	東 孝一

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 報告第6号 令和5年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分について
 - ・ 日程第2 議案第14号 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補欠委員の任命について
 - ・ 日程第3 議案第15号 指宿市立学校設置条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただいまから、令和6年第4回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和6年第3回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府職務代理者をお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告ですが、まず、教育長職務代理者の指名についてです。

4月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の規定に基づき、別府委員を教育長職務代理者に指名しましたことをご報告申し上げます。別府委員には、快くお引き受けいただき感謝申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、別紙資料を準備してありますのでご覧ください。

項目1です。

新年度のスタートに当たり、4月1日と2日に辞令交付式がありました。私も1日に市長から辞令交付を受け、身の引き締まる思いを感じると共に、責任の重さを痛感いたしました。教育委員の皆様には改めてよろしくお願いいたします。その後、各職員への辞令交付を行いました。それぞれの部署で力を発揮してくれるものと思います。

項目2、項目3です。

4月4日、特別支援教育支援員等研修会、スクールソーシャルワーカー等研修会で勤務条件通知書を交付いたしました。今年度も指宿の子供たちのために、関係各機関と密に連携しながら業務を進めていただくようお願いしました。その後、それぞれ研修を実施いたしました。

項目4です。

同じく4日の午後、転入教職員宣誓式を行いました。来賓として市長、議長、文教厚生委員長、副委員長の出席と教育委員の皆様のご出席をいただき、転入教職員62名の宣誓式を実施いたしました。チーム指宿の一員として、子供たちとしっかり向き合い、子供たちに全力で愛情を注いでくれるようお願いいたしました。

項目5、項目6、項目7です。

4月8日、小学校及び中学校の入学式には、教育委員の皆様にもご出席をいただき、ありがとうございました。小学校の入学式の時間帯に、大隅半島東方沖を震源とする地震がありましたが、特にトラブルもなく無事に終了することができました。9日は、指宿商業高等学校の入学式に出席いたしました。小、中、高校共に、新入生の初々しい様子に私自身も新鮮な気持ちになり、子供たちが安心して、元気に伸び伸びとした学校生活を送れるようにしていきたいと、その姿から改めて思うことでした。

項目8です。

4月12日、指宿市地域女性団体連絡協議会総会に出席し、お祝いの挨拶をいたしました。

項目9です。

4月15日、県の行政連絡会、人事異動連絡会等が県庁講堂であり、教育総務課長、学校教育課長と私の3名で出席し、本年度の県の行政関係各課の施策について説明を受けました。その後、今年度の人事異動の総括について説明がありました。

項目10です。

4月16日、第1回校長研修会を開催いたしました。今年度、6名の校長が新しく転入されました。一人一人と向き合いながらも広い視野を持って、子供たち、職員、保護者、地域の方々と関わってくれるようお願いしました。

項目11です。

同じく16日、第35回いぶすきシルバー美術展実行委員会が開催されました。の中で、35回目となる美術展の実行委員へ委嘱状を交付しました。今年度は、本市と北海道千歳市との姉妹都市盟約30周年を迎えるに当たり、様々な記念イベントが企画されています。その一環として、このシルバー美術展に、千歳市からも作品を募集する特別企画の実施が決定しました。

項目12です。

今朝の新聞に掲載されておりましたが、4月18日、ソフトボール全国大会入賞、九州大会優勝の表敬訪問がありました。全国大会は、雨のため最後まで試合ができず、入賞という結果だったため、今年はぜひとも最後まで試合をして、優勝したいとの意気込みを語ってくれました。

項目13です。

4月19日、第1回指宿市文化財保護審議会が開催されました。の中で、審議会委員に委嘱状を交付させていただきました。今年は、指宿橋牟礼川遺跡が大正13年に国の史跡指定を受けてから100年を迎える記念の年になります。100年を記念した様々なイベントが企画されておりますので、多くの方に指宿にお越しいただき、指宿の遺跡の魅力を知ってもらえればと思います。

項目14です。

4月23日に西指宿中学校、昨日24日に北指宿中学校で、学校統合基本計画説明会を開催いたしました。今後、関係小学校区において、保護者対象、地域住民の方々対象の説明会を順次開催することになっております。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，報告第6号，令和5年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1，報告第6号，令和5年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分について提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

令和5年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分について、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定に基づき、次のとおり令和5年度学校給食費滞納繰越分を不納欠損処分することについて、教育長が専決処理しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

学校給食費の徴収につきましては、指宿市学校給食センター条例施行規則第4条第6項第1号及び指宿市学校給食センター管理運営要綱第5条第1項の規定により「指宿市学校給食センター運営委員会に諮って審議し、指宿市教育委員会が決定する」とされております。

そのため、令和6年2月21日に開催されました、令和5年度第2回指宿市学校給食センター運営委員会において、令和5年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分について提案し、承認いただいたところでございます。

資料の3ページをご覧ください。

まず、不納欠損処分についてご説明いたします。

不納欠損処分とは、「未納になっている債権について、今後も徴収の見通しが立たない等の理由により、その徴収を諦めること」を言います。不納欠損処分に当たっては、債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅する制度である消滅時効が成立している必要があります。

学校給食費の消滅時効につきましては、平成29年の民法改正により、施行日である令和2年4月1日より前の債権については、改正前の民法第173条第3号の規定が適用されることから、徴収ができない状態になってから2年を経過したものの、令和2年4月1日以降の債権は、民法第166条第1項第1号の規定により、徴収ができない状態となってから5年を経過したものについて、時効による不納欠損処分を行うものであります。

資料の2ページにお戻りください。

令和5年度の学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分につきましては、指宿学校給食センター所管分が4件、11万482円となっております。今回の不納欠損処分により、令和6年4月1日時点での学校給食費の令和4年度以前の滞納繰越分については、指宿学校給食センター所管分が6件、11万738円、山川学校給食センター所管分が7件、17万2,903円で、合計では13件、28万3,641円となります。

学校給食費の未納対策につきましては、毎年、学校給食費未納対策委員会を開催し、未納対策について協議するとともに、学校給食センターと学校が連携して未納額の解消に取り組んでおりますが、今後も更に未納解消の取組を強化するな

ど、不納欠損が発生しないよう努めていきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

不納欠損処分の説明にある「今後も徴収の見通しが立たない等の理由」というのは、どのような理由なのか教えてください。

また、今回不納欠損になる額は、何年度から何年度までの給食費なのかも教えてください。

(水流所長)

まず、不納欠損になる理由ですが、よくある事例が、転出等によりまして市外に出られて徴収が不能になっているというものがございます。その他には、学校を卒業した後に、住所は置いてあるものの、居住地にいないという方もいるところがございます。そのようなことから、徴収に行っても、なかなか徴収機会を得ることすらできず、未納が続いていくという状況があります。

今回の不納欠損の内容につきましては、平成30年度のものが3件ございます。その3件についての世帯は、中学校をすでに卒業しております。あと1件につきましては、令和元年度分でございます。こちらにつきましても、中学校をすでに卒業している状況でございます。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1，報告第6号は終了いたします。

(田之上教育長)

次に、日程第2，議案第14号，指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補欠委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2，議案第14号，指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補欠委員の任命について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条第3項の規定に基づき、指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補欠委員を次のとおり任命したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条第3項において、「協議会の委員は、博物館法第21条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から教育委員会が任命する」となっております。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会の委員は、令和5年4月27日から令和7年4月26日までの2年間を任期とし、7名を任命しておりましたが、そのうち選出区分「学校教育の関係者」で南指宿中学校教諭の北浩明氏と、北指宿中学校教諭の梶恵介氏が、鹿児島県教職員人事異動により指宿市外の学校へ異動となりましたので、後任として、選出区分「学校教育の関係者」で西指宿中学校教諭の四元健太郎氏と、選出区分「学識経験者」で指宿市観光協会所属の下拂岳人氏を任命するものであります。

なお、委員の任期につきましては、指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条第4項の規定により、「前任者の残任期間とする」となっていることから、令和6年4月25日から令和7年4月26日までであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第14号については、提案のとおり同意することによりよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第2，議案第14号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第3，議案第15号，指宿市立学校設置条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3，議案第15号，指宿市立学校設置条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。

指宿市立学校設置条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画に基づき、中学校の学校規模の適正化を図り、生徒たちの教育環境の充実を図るため、西指宿中学校を

廃止し、北指宿中学校に集約することに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

別表の2、中学校の表の3の項を削り、4の項及び5の項を1項ずつ繰り上げる改正をしようとするものであります。

なお、附則において、施行期日は令和9年4月1日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第15号については、提案のとおり同意することによりよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第3、議案第15号は、提案のとおり同意することといたします。

以上で、本日、予定されておりました議案等については、全て終了いたしました。

7 その他

(田之上教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(田之上教育長)

以上で、令和6年第4回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。